

保護増殖事業の完了の考え方



- 種の保存法に基づく保護増殖事業を1993年度から開始し、2026年6月現在、**79種・亜種を対象に、58の保護増殖事業計画を策定**。生息・生育状況が大きく改善するなど、一定の事業成果が上がっている種もある。
- 「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和5年3月閣議決定）では、2030年までに達成すべき目標の一つとして、「**保護増殖事業の目的が達成されて、事業を完了した種数を5種程度にする**」ことを掲げている。

保護増殖事業の「完了」について

※令和8年5月26日に発出した省内通知「国の保護増殖事業の完了に関する考え方について」に基づき、事業完了の考え方に関する論点と方針を整理したもの

- 保護増殖事業計画に定めた目標を達成し、増殖・回復を集中的に図るフェーズを終え、維持・監視を図るフェーズに移行することを、保護増殖事業の「完了」という。
- それぞれの種の特性を踏まえ、保護増殖事業の完了の判断に係る**目標及び具体的な評価方法**を設定した上で、各種の保護増殖検討会等において**目標の達成状況の評価**を行う。その結果等を踏まえ、地方環境局長等が保護増殖事業の完了を決定する。
- 保護増殖事業の完了後は、**必要に応じて、モニタリング等の事業を効率的に実施し、個体群の動向及び生息・生育環境の状況等について継続的に把握**する。（仮に、個体数の著しい減少や生息・生育地の状況の悪化等が認められた場合には、追加的な保全措置の可否等を検討した上で、必要に応じて事業再開の決定等を行う。）
- さらに生息状況等が回復し、国内希少野生動植物種の指定が解除された場合は、保護増殖事業計画は廃止される。

